

平成25年第2回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

平成25年6月19日（水曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 1 14番 後藤 功 君（P111～P132）

No. 2 12番 上田 秀人 君（P133～P149）

・出席議員（16名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君	

・欠員（1名）

・欠席議員（1名）

16番 室井清男君

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局長	近藤伸男君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議事局長 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木宏始君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

16番室井清男君から通院のため欠席する旨の報告がありました。

それでは、本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長（鈴木宏始君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。それでは、通告第7、14番後藤功君の一般質問を許します。14番後藤功君。

◇14番 後藤 功君

1. 村長の行政運営について

○14番（後藤 功君） 14番、みんなの党の後藤でございます。

はじめに、議長にお願いしたいんですが、資料をちょっと皆さんに配付していただきます。

○議長（鈴木宏始君） わかりました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 資料配付のため、暫時休憩いたします。

（午前10時01分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時02分）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） それでは、14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 3日目の一般質問ということで、私が朝一番の質問でございます。

村長には毎度のことながら、私の一般質問の通告は、村長の行政運営ということでございます。

それに、質問に先立ちまして、この原発関連のちょっとニュースを聞いたんですが、去る17日に、自民党の高市政調会長がこんな発言をして、今非常に物議を醸しておるわけですが、原発事故によって死者は出していないと発言し、原発再稼働を目指す考えを示したと。このような発言でございます。

この発言は、我々地元福島県、特に浜通りの相双地方のね、本当に今避難を余儀なくされている皆さんには非常にとんでもない話だと。私もそういうことで憤りを感じておるわけですが、この発言を聞きまして、高市発言、これも高市さんが一人

個人の、あの人に限ったそういう考えではないだろうと。私はこれはやはり日本の今政治の為政者、政府あるいは国会議員、この地元の福島県以外の方が、この原発という放射能災害に対してこの程度の認識しかないんだと、そして、よそごとの、他人事だと、一口に言ってそういう感想を受けます。我々は、こういった非常に認識の浅い方々が、特に自民党の政調会長という重要な役職についておられる方がこの程度の認識なんだなと思うと、非常にがっかりします。

我々はそういった中で、この原発災害以来2年数か月、何をやってきたかと。我々は西郷村議会においては、非常に活発にこういう災害に対して政府あるいは各政党において、国会それからいろんなところに出向いて、あるいは県議会、県の幹部あるいは東京電力の会社訪問、それからいろんなところで非常に抗議あるいはそういうことを訴えてまいりました。我々の西郷村議会は、そのように非常にそういう憤りとともに、何とかしなければだめだということで活動してまいりました。それに比べると、私はどうもこの福島県あるいは本当に被害をこうむっているにもかかわらず、行政担当者あるいは議会の皆さん、こういった方が何か物足りないというか、本当に言うべきことを言っていないんじゃないか、あるいは要求すべきことを、当然これは要求すべきことを何か遠慮をしていると。そして、どうも駆け引きというか、この先そういう、どういうふうに言ったら自分たちの何か一つの利権に絡むような、そういう思惑が見えないとも限らないと。これは非常に住民をないがしろにした話であって、私は決してこれは許せないことだと思います。

そういった意味で、我々はあくまでも原子力災害に対してその原因の究明と、そしてそこに推進した、あるいは学者や政府、それから地元、自治体、そういった人の責任問題という、それから当事者である東京電力に対して、決してこういう問題を風化させてはならないと、そういうことでなお一層糾弾していかなければならないと、このように決意を新たにする次第でございます。

それに、そういったことがあります。そういった中で、今現実にどういうことが行われているんだと。私が質問項目に出しておきました除染、これはその作業、福島県、関係市町村において今行われていると。その現状に対して、私は何も西郷村だけの問題ではない。その矛盾というか、問題点、そういうことをやはりこれはあからさまに、この我々の議会だけじゃなくて、これインターネットで中継されておりますから、全国の皆さん、あるいは政府の皆さん、国会議員の皆さんにぜひ知っていただきたいと。こんな程度の除染が行われているんだと。そしてまた計画されていると。その予算はつけたけれども一体どうなっているんだと、そういう現状を私なりに調査しました。そういうことで、ぜひ知っていただきたいという見地から、この議会において村長にその問題はどうか、そういうことを越えて、これはやはり広く国民の皆さん、あるいはこの政府の今後のあり方、対策というものを十分知っておいてほしいと、このように思います。

それで、具体的なことでございますが、まず、今西郷村で除染が行われているというか、既に始まっているところもあります。それで、私非常に疑問点、あるいは一体

これはどうなのかなということをおもっておるわけでありますが、いろいろ細かいこともお聞きします。

それで、現在ここにも入札の一覧表の資料いただきました。各相当な額ですね。億単位の金でみんな仕事を請け負っていると。それはそうでしょう。わずか1年間で、この前補正やって百四十何億円と。こういった膨大な金がこの除染に投入されようとしていると。それはそれで結構なんですけど、しかしそこに何も問題はないのかと。皆さんこの議会でも除染はどうなっているんだ、その進捗状況、それから住民の皆さんがこのことに対して非常に不満を抱いていると、それからその金の使われ方、仕事の進め方に対しても疑問を抱いている。まったくそのとおりであります。

私も以前からこの除染の方法については、画一的な国の指針、あるいはそういうモデル、こうしろということはおざりませう。しかしながら、現場の我々市町村は、その予算の仕事の方法なりそういうのを委ねてほしいと。より効果的、あるいはその費用対効果を考えた場合、これが最短であるし住民の皆さんも納得のいくそういう除染の方法があるはずなんです。それが現状では一方的に、ただ業者が請け負って、どこの業者が何億円だ、何千万円だとか、そんな話ばかりですね。実際やっていることは、具体的に何も見えてこない。今度は、これは大ざっぱに言いますが、その結果はどうなったか。除染は大して下がっていない。私は非常にこの百何十億円、5年間で1,200億円のお金を予定されているが、その金の費用対効果、それから果たしてそれが有効に生きるんだろうかと。非常に私はもったいないというか、これは早く除染しろとかそういうことで矛盾するような話ですが、しかしながら、そういうことを考えると、もっと有効な予算の使い方ができないのか、また仕事の手順としてどうなのかと、私はいつも考えております。

そういった中で、いろいろ問題がおざります。それで、まずこういう問題が私の耳にちょっと入りました。これ西郷村の担当者にお聞きしますが、実は除染の土、あるいはそういったもろもろの詰めるフレコンパックですね、それがどういう規定の、国あるいはそういうあるはずですね。こういう袋じゃなくてはだめですよとか。その袋の、私はわからないですよ、この袋を指定された、そういうちゃんと安全、そういういろんな強度とかそういうもの以外のものを使ってしまったと。そういうことが言われているんですよ。その行方たるや私はわからないけれども。その辺行政がそういう事実を把握しているのかどうか、まず伺います。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） 後藤議員のご質問にお答え申し上げます。

フレコンパックの規定はあるのかということですが、現在3年から5年耐え得るもの、耐候性、大型土のうですね、これが1種と呼ばれております。それから2種については3年以内、3年程度耐用するという土のうが2種類ございます。それを設計単価に入れて入札を行いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） それはいいです。私さっき言ったのは、そういう規定外の袋を

使ってしまったと。それは間違っただけか故意だかわからないけれども、それで入れ替えをしたと、そういう話を聞いています。それが西郷村の担当、行政当局でそういうのを事実かどうか把握しているかどうか。初耳だか何だかわからない。どうです、その辺。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

土のうについては、規格で定められたもの以外は承認しておりませんので、そういったものを購入してもうちのほうでは認めておりませんので、規格のものを使用するように指導しております。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） そうするとそれは、そういう事実はないということですか。私はその規格外の袋を使ったと、それを入れ替えた、その正規の指定された袋に替えたんだと、その事実を知っているかどうかということを知っている。知っていなければ知っていないでいいんですよ。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

知っております。ですから、知っておりますので、それは使っちゃだめですよと指導しております。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） それを知っておると。使ってはだめですよ、でも、それちゃんと指導だけではだめですね。果たして入れ替えたんだかどうか、数は何ぼあったのか、こういうことが今飛び交っているんですよ。この西郷村からではなくて白河のほうから、西郷というのは何だい、袋をそういうのやって、大したあまりいい加減なんだなんて、私もそれは初めて聞いて、そんなわけはないだろうと。もしそれが事実だとすると、いろんな住民の、これは仮置き場をつくるにしても、その地元の同意書、集会を開いてご理解願って、皆さん安全性とかそういうことでオーケーしているわけでしょう。そういうことに対して、そういう一部だか何だかわからない業者が、間違っただけか何だかわかりませんが、それは調査しないと。しかしながら、結果的にそういうことをやったということは、全て皆さんの信頼関係をもう全てこれは壊しちゃったことになるんですよ。今後、そんないいかげんなら仮置き場なんてとんでもない話だとなりますよ。

私はいいほうにとってあげたいけれども、しかしこれね、考えてみるとやはり業者の皆さんは、目の前に3億円だ、4億円だ、8億円だとかと、こんな入札、これ皆さん、まず銭の山だわな、これ。本来の除染という仕事に対する、それはそれで仕事当然やるわけだけれども、どうも銭の山に目がくらんじゃって、そういうものがありはしないかと危惧しておるんですよ。

なおかつ、そういうことを私は以前から思っていました。ところがそういうニュースが飛び込んできた。皆さん言っているんですよ。いや俺はそんなこと初めてだな

と。この際議会があるからその辺ちょっと聞いてみようかなと、そういうことで聞いたんですが、課長もそれは認めた。そういうことを言われたから、じゃ今初めてそういうこと明かしたと、これもまたちょっと信頼関係という住民に対する、特に、これは非常に問題ではないかと。私が今質問に挙げた除染組合そのものがどうなんですかという。村の行政当局、あるいは国の指示、環境省のいろんなあるでしょう。そういうことで、じゃそのきちっと的確にその除染組合なり、あるいは直請けした業者なりがちゃんと遵守してきちっとした仕事をしているのかとか、これすらも疑われちゃうんです。私はもうまるっきり、へえ、でたらめやっているのもいいかげんにしろと、そういうことなんですよ。

それで、違う場面もお聞きします。これは熊倉小学校あるいは各小・中学校に除染の土を置かれたものが校庭に積まれたと。それを運動会だから片づけたと。その理屈はわかります。しかしそれを、これ仮置き場は完成していないんですね。どこへ持っていったか。それを明かしてください。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

先ほどのフレコンパックについては、そういった規格外のものについては村では認めておりませんので、当然そういったものを使えば3年後、5年後にはわかります。耐候性土のうですから。それはきちっと管理をいたします。それは当然替えなさいと、規格のものを使いなさいと、このように指導、指導というか勧告をしますので、それは間違いなく、仮置き場についてはそういった耐候性のものを使用して管理をしますよと、皆さんにお伝えしているところでございます。

それから、学校関係の除去した土壌でございますが、運動会と、そういったもので非常に校庭に置いたままはやはり、かなり遮蔽はしているものの、かなり見た目がよくないということで、グランディの除染をしたときに、グランディのほうで一時仮置きしてもいいよということでご了解を得たので、そこに置いてあります。これについても地元から説明がないということでお叱りを受けた後、行政区長にお願いをしまして説明しておりますので、ご理解いただきましたので、仮置き場ができましたら、9月頃について、そちらのほうに運びたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 今、課長、ゴルフ場に置いたと、私の情報ではそういうことですよ。間違いは言っていない。それで、私は、にわかにかような話になると、一つの入り口でそういうずさんなそういうことが行われたというと、全部これは怪しくなっちゃうのね。そうは言ってもじゃどうなんだと。誰も役場職員が、例えば3年袋を間違ったと、それをカウントして、最後のフレコンパック1個まで見届けて、異常なしとやったわけではないでしょう。私は、そういうことから言うと、これはどうも怪しいと。それは、通常の何でもない、毒物とかそういう人体に影響を与えないもの、その辺のごみなら、これはすぐにどうのこうのならないんだ。いくら犬のふんをまいた

ってそれは月日がたてば腐って土になってしまう。しかし放射能の類いは、何万年とか何十万年でしょう。そういう軽く考えちゃっているんじゃないかと。業者の皆さん、あるいは我々もそう。行政当局もそう。まして、これ話は戻りますが、政府の高官すら、誰も死んだ人はいないんだからそんなの大丈夫なんだと言っているわけですよ。全部そういうものが、大したことないんだ、痛くもかゆくもないというような空気でしょう、これ。そこにこういう問題がやっぱり起きてくるんですよ。

まあこれ非常に神経質な人は、とんでもないとやっぱり騒ぐわけね。あと、あまりそんなこと関係ないやなんて言う人は、能天気と考えている。しかし、いざ体の変調をきたしてとんでもない病気にバタバタしてきたら、今度は騒ぐんだよ、人間というのは。自分に関係ないときは人ごとで、自分が何か受けるとわあわあ騒いで、今度はどうしてくれるんだと。それだから人間というのは厄介なんですけど、そういうことで、私は業者は信用できません。しかし唯一これは行政に携わる人は、別に我が事業やって銭もうけしているわけじゃないから、給料もちゃんと保障してもらっているんだから、そう欲はかく必要はない。しかし、その仕事の内容は、やっぱりきちっと、特にこれは健康問題だから。その辺をいわばないがしろにしたら、これとんでもないことになっちゃうんですよ。私は何度もこれ酸っぱく言っている。その辺がどうも怪しい。

これを課長は原則論、認めないと言っているけれども、現実にはそういうことが行われたということは認めているわけで、しかし私は信用しません。この問題は、これはこの場でどうのこうのじゃないけれども、やはり現場検証なり、その行方はどうであったかということを検証しなければならない。これから。これは議会を挙げて、私が初めてこれを問題提起というか、事実ですから、今課長も認めたわけですから。この問題はここで一つの一般質問としてやり過ぎず問題ではないです。これは後々どういうふうにするか、私が今こういう大問題だと言ったことに対して、課長は、今後この問題についてどういうふうな対処していくのか、その辺どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

現在のフレコンパックの件でございますが、使用させておりませんので、認めておりません。そういったことで、市のほうにこの袋でどうですかということでその現物を持ってきたときに、この袋じゃだめですよということで断っております。ちゃんと規格のものを持ってきて見せてくださいということで言っておりますので、それらが使われることはないと思っております。

さらに仮置き場では、検証も必ずいたします。それが信用できないとなれば、特別委員会もございまして、そういった中で検証していただきたいと思っております。ご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） そう言われても理解できないわな。だからそれは、今課長はそういう詰めたということ認めているわけで、そうでしょう。それ違うの。違うのか



い。その辺はつきり。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） 先ほど私が申し上げたのは、土のうを使ったということじゃなくて、その土のうを、このものを使っていいですかということで放射能対策課のほうに持ってこられたので、この土のうではだめですよということで断っております。ですから、規格外のものを使っているわけじゃございません。それを認めているわけじゃございません。そういうものは使っちゃダメよ、ちゃんと規格のものを使用してくださいと申し上げているのでございます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） これちょっと大事なところだから、先ほど私が申し上げたのは、既にその規格外のだめだというものに放射性廃棄物、そのあれを詰めちゃったと、そういうことがありましたということ、私は課長が認めましたと解釈したんです。違うんだね。間違いないですか。大丈夫ですか。ああそうですか。まあそれならいい。

しかし、巷間飛び交っているのは、どうもそういうのに詰めちゃって、詰め替えさせられたと。それは当然ですね。しかし今、そうじゃないんだと。こういうものを使ってどうですかと言ったらだめですよ、それは当然のことだよ、行政当局として。しかしそこに一つ食い違いがありました。もしこれがそれと違う事実が出てきたらどうなってしまうのかね。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

先ほどのものについては、既に承認を得ないで詰めてしまったものについては、当然監督員のほうで詰め替えたものと、今後藤議員のほうから指摘があったように、その事実は監督員のほうから聞いております。ただ、その土のう袋を使用させるということは、私は認めておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） だから、それはわかるよな。当然ですよ、それは。しかし、詰めちゃったという事実はわかっているわけでしょう。それなんですよ。先ほどそういうの無いというような、いいんだ、別に課長どうのこうのじゃないんだ。私は事実をこの場ではつきり、これは誰がどうのこうのじゃなくて、私はそれ国から全部、いわゆるこの問題に対して非常に安易にやっているんじゃないかと。

その一端として、実は西郷村でもそういうずさんなことがあったと聞いている。それはおかしいんじゃないのと。その辺をやはりきちっと、なお一層厳格にやっていると、これは大変な問題になってくる。私もそれは0.23マイクロシーベルト以下は安全だと、それを信じています。現にこれは、全部空間線量それ以上超えているのがいっぱいまだにありますね。だから何もその袋のそこだけがちょっとしたミス、これは大変なことなんだな。その辺は、それはそれで一つばかりどうのこうののではないけれども、しかしそれを業としているものがそういう意味でよ、だってこれ水漏れというのはあれでしょう、フレコンパック1枚当たり単価、設計単価2万円とかとな

っているんでしょう。それがその袋を売る業者が、これ使ってくれないかと。2万円するんだけど、よし、投げ売りだとかとって、5,000円や8,000円ぐらいでな。その差額の1万円はその使った業者、がっばり儲かっぺ。俺だって村会議員やっていなければわからないよ、これ。そういう話になるとおかしくなっちゃうけれども、しかし人間というのはそんなものです。1,000袋だから1,000万円バンとそこで計算できるんだから。そういうことが起き得るんです。しかし金が儲かったものは大した害じゃない。しかしこれは放射性物質だから困っちゃう。不用意な業者がそういうことをやったおかげで、皆さん健康被害に陥ったらどうなんですかと。これはこの場の議会でこういうことを我々は知ったら、それは言わなければならないんです。だから、率直に、事実をこういうことでございますと言ってほしいんですよ。何かわけがわからないことでは困っちゃうので、その辺もう一回整理して言ってください。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） 確かに、請け負った業者が、そういった知識のなさから、そういったこういうフレコンバックでもいいだろうということで持ってきたのが経緯でございます。必ず、ちょっとマークは忘れたんですが、JASマークみたいな烙印押されている表示がございます。その表示がなければその土のうは使えません。ですから、そういった知識のちょっと欠落について、これでもいいだろうということで持ってきたのは、そもそもの始まりでございます。ですから、これではだめですよということで使用を禁止させ、入れたものについては入れ替えさせたという経過でございます。

それから、後藤議員のご指摘のとおり、そういうことがないように、厳格に厳しく管理していきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） これ何時間あっても足りないけれども、実は、私のところへこういうものを投げ込んでくるのがいるのね。後で電話で後藤議員、実はこれ、仮置き場か、そこにフレコンバッグの何だかだめなやつ、薄いやつ、こういう破れているものもあるんだな。ちょっとその説明聞くと、薄いんだってね、袋が。そしてこういうタグをつけてあるんだと。何かこれごまかし用のタグだと。これ内部造反だか何だかわからない、まあ業者でしょう。そういう人が、私も何のことだかわからなかったけれども、詳しくそういう内容を聞くと、これイカサマやっているんだと。これじゃとんでもない話だと。

以前、放射線除染して、木の葉流した、長靴洗った、小川で洗っただけであの騒ぎでしょう。これは悪質ですよ。私はあの程度は許されると思う、これは。長靴泥だらけで木の葉ちっと流すって、これに比べたら私は許される範囲だと、これは誰だって。しかし、この西郷村のこういうのを知って、これは悪質だなと。こういう事実を、私これ検証しなくちゃわからないけれども、こういう投げ込みがあったんです。後で電話でそれ教わったんですが、だから非常にそういう放射能というかこういうもの、除

染に対する信頼、そういうものをまったく損なう行為をしてくれたなど。それが行政がそういうものをやはりきちんとその段階で徹底した検証なり、最後の1袋まで入れ替えさせたんだと、それは今の話ではそこまではやっていないんだという。これは大変な問題だよ。西郷村は放射能特別委員会というのをつくっておるから、佐藤委員長にお願いして、その辺もよく議会としてもこれは調査しなければ、このように思います。これも私は確認はまだとっておりません。しかし、こういうことがあったと。

それで、いろいろあるんですが、今度は除染そのもののあり方、それから請負ね。今この一覧表でも示されているとおり、非常に多額なお金ですね、何億円、4億円だの3億円だの。これはもう通常の普通の土木工事、建築工事の単価からいったら大変でしょう。普通1億円の工事なんていったら、業者は目の色変えて、それ半分俺によこせなんていう話でしょう、普通は。何でおまえのところ1億円全部取るんだ、俺に半分5,000万円分よこせ。それは談合したんだとかどうのこうのと大変な騒ぎになっているわけです。

ところが、この除染については、何らそういう、何かその入札だけれども、その単価のどういう積算で、私はこれ、積算しようにもしようがないのかなど。これ落札する率を見るとみんな90%以上、97%、99.9%。それはほとんどこれはもう何というか、入札もくそもない、まるっきりもうその業者が取るべきものを取っているんだと、これは思わざるを得ないですね。その辺も、例えばこれ除染組合に、1つの除染組合が請け負うとして、その除染組合が請け負ったけれども、じゃその後は組合だから、いろんな業者の集まりで、誰が取って、こういうことも言っている。ある社ばかりが取って、あと俺たちに回ってこない。出資金も出しているんだと。いろんなことがあるんですよ。

そういうことに対して、村は、いや除染組合のことだから口挟めないと言うかもしれないけれども、その辺の発注のあり方もおかしいんじゃないかと。ただ丸投げして除染組合において、そこでじゃ甚だ不透明な仕事の取り方をやっている。1つの仕切り屋がいて、お前これやれ、お前これやれ、こんないい話はないわな、普通。これ税金ですからね。村は1銭も負担していないかもしれないけれども、国の。その原資たるや何だと。復興増税でしょう。

皆さんこれ国の国家公務員は7.8%給与削減だと。これ地方公務員もこれ、ああ村長にその点聞くわ。村役場職員は国に倣って決めたんですか、この削減するの。村長。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 14番後藤議員の一般質問にお答えします。

除染から、通告はそうだったんですが、お金の使い方、そういうことに話が向かってきたというふうに理解いたします。

やっぱり復旧のための財源をどう捻出するかにおいて、国家公務員等についての削減措置がとられて、地方公務員も右に倣えということのお願いはされております。現在検討中であります。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） まだ結論は出していないということね。来年選挙だから、それ考えると、なんて思っているかな。

私ね、みんなの党というのは、行政、行革の党で、私も過去において村長といろいろ選挙戦やりましたが、役場職員の給料高過ぎるんじゃないかと。ちょっとは民間並みに痛みを分かち合えよということで皆さん、私1票も入らなかったと、入れている人がいまだにいるんだけど。そういうのは選挙やる人はタブーなんだろうかね。私はやっぱりみんなの党だからそうもいかないと。我々の党は、これは宣伝しておきますが、アジェンダね、要するに政策課題なんですよ。政策で皆さん選んでくださいと。お前顔が悪いからだめだとか、見てくれがいいとかそういう判断じゃなくて、あくまでも政策でこれは競うべきだと、そういう観点ですね。

それで、要は公務員の皆さんも、国家公務員7.8%、それから地方公務員はおのおのの首長の判断で削減するかしないかいろいろあります。削減しないなんていうこともあります。しかしながら、ほとんどの自治体は、やはり国の指針でやっぱりやらざるを得ないというのが新聞報道でありますね。というのは、お前のところ、そんなに余裕があるなら、じゃ地方交付税カットだと、そういうことをやっぱり言われると、これはしょうがないと。

しかし、私今言いたい。要は、皆さんもこの復興に対して給与まで返上、7.8%それを供出するわけでしょう。どうか復興に使ってくださいと。そういうことを考えると、あまりにもこの放射線除染、あるいはいろんなものに対してずさんな金の使われ方をしているなど、そこなんですよ、私が言いたいのは。皆さんが泣く泣くやっぱり給料減らされるというのは大変これ誰でも嫌なことですから、村長は減らされて本当にご同情申し上げます。本当にその金の使い方が簡単に4億円だ8億円だ、その中身たるやといたら、これも落札率がほぼ100%。果たして納得のいくあれをやっているのか。その仕事の中身たるは何だと。

私の知人も今、泉崎村で除染作業をやっています。どんなことをやっているんだと。その元請の会社が非常に厳しい会社で、もう朝の朝礼からやって、とにかくもうちょっとでもいいかげんだと叱責、2次下請もそうだし、非常に厳しい。それから健康管理、熱中症対策においても、とにかく水をうんと飲んでくれとか、無理しないでちょっとあれなときは休んでいいからとか。ちょっと木陰で休みなさい。そういうふうにして徹底的にやっている。その仕事ぶりも、もういい加減なことはやっていない。ああ、大したものだなと。そういうきちっとやっているところもある。

じゃ西郷村はどうなんだ。これから本格的になるでしょう。しかし、出足からそういう変な袋に入れちゃったとか、そういう話を聞くと、この先どうなるんだろうと。もともと私は、以前にも申し上げましたが、これは一刻も早く除染を仕上げるには、おのおのが各個人個人に任せたらどうだと。村の一斉清掃と同じだ。みんなで一斉にやればあっという間にきれいになっちゃうわけです。これ住宅、自分の宅地だとかそれは1日ではいけないけれども、しかし、仕事そのものは非常に単純というか、住宅

除染の場合は機械も使えないというのがほとんどです。狭いし、バックホウも使えない。全て人力だそうですね。テミを使って、ジョリンでかき集めて、それから植木を剪定したり、ごみ、いろんなそれを入れるだけ、そして運ぶだけなんです。そういう単純なことだったら、各個人個人がやらせたほうがはるかに速いんじゃないかと。放射線は、これずっともう2年なんかじゃ、これ明日、明後日予定されているのはまだいい、5年先だなんてどうしてくれるんだということなんです。

私はいろんな考えると、例えば住宅を新築したいんだと、あるいは納屋を新築したいとか、いろんな宅地においては計画を持っていらっしゃる方いっぱいおるんですよ。しかし、この除染そのものがきちっとその帰趨がはっきりしないと手をつけられないわね。少なくともその運用において、そういった方には、じゃ自分で間に合わないからやってもいいですよと。そのかわり、それに見合った金はもう払いますよとか、そのぐらいなんでできないのかと。

政府もこれは役人の頭コチコチで、どうにもならないんね。しかしこれは被災者の現状を訴えるということに、非常に我々は不足しているんですよ。ただ避難区域何十キロとそんなことばかり騒いでいて、もっと現実的に見るべきですよ。だめなところはだめだ。そんな定かでない除染のために何ぼ使うんですか、これ。

私これ計算しました。そうすると、予定されている除染の区域、例えば川谷地区、伯母沢、鶴生、段ノ原と、比較的これは早くやる、入札これ落札したでしょう。そうすると、4億円とか3億円とかそういう数字ですね。これ税務課で調べてもらったんだけど、この公示地価の何ぼしているんだと、その地域。川谷だと1平米3,150円、宅地、評価額ですよ。坪九千幾らです。大ざっぱに1万円だ。100坪で100万円でしょう。ところが、川谷地区の除染費用が2工区に分かれて4億円とか3億何千万円。その戸数を、除染する戸数を割ると、1軒当たり800万円ですよ。800万円といたら、何だ、その土地をそっくり買ったっておつりが来るんじゃないかと。わずか木の落ち葉拾った、土集めただけで500万円、800万円消えちゃうそうですよ。これ国民の皆さん、私これ本当は国会でやりたい、こういう議論は。皆さんわからないんだよな。

こういう馬鹿馬鹿しいことが、除染そのものは否定しませんが、しかしながら、本当に考えてみると何か私は割り切れないですね。片や予算がないとか、議場にもエアコン入れれば容量が足りないから大変でだめだなんて、そんなのあつという間でしょう、こんな金。庁舎であろうが、学校であろうが、橋であろうが、何でもできちゃうよ、これ。除染はあまり言うと怒られるけれども、除染というのは経済波及効果何もありませんよ。例えば橋つくった、学校つくった、建物つくったといたら、これは大変でしょう。備品やら建築資材、大変な波及効果がある。除染はその業者がいただいて、あと人夫に払って、これは袋も大した儲かるわな。そんな程度。

だから、こういうことが、これまた飛びますが、これ政府で、これ朝日新聞6月16日付の日曜版ね。再除染認めぬ方針だと。今除染を既に終わっているところがどうも除染しても線量が下がらないと。2次除染してくれと言っているわけですよ。と

ころが政府も、それはそうだよ。そんな除染やって効果がなければ、またやったってまたこれも定かじゃない。これ非公式にそれは認めないという方針を打診したと。これ西郷村にそういう打診ありますか、村長。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

16日の朝日新聞に載りましたその見解でございますが、早速市町村に環境省から弁明のファクスが入りました。それについては事実ではないということで、国会議員に説明をするということで、まだ曖昧になっておりますのが今の現状でございます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） これは朝日の記事も、よく読むと非公式伝達というのだな。非公式なんだわな。だから政府もそういうふういきなり言うと反発食うから、でも私は最終的にこれはやらないと思いますよ。これはやりっこないですよ、こんなの。何兆円、何十兆円というのをまたなんて。だからそれは我々のほうもそういう、私はあえて言うのは、個人に任せて、1平米当たり幾らだという単価を出して、500万円、800万円かかるなら半分で済むでしょうと。何でそういうことをやれないのか。その金で屋根直した、住宅のペンキ、それはちょっと何か直したと、これ経済波及効果大変でしょう。その賠償も兼ねたそういう、ごめんなさいの情も含めてやれというんですよ、私は。みんな除染だって、一部の人は声高にいろいろ神経質にやれというけれども、私よく聞いていると、いや実はそんな金かかるのもったいない、俺はそんなのやらないとか。

これは放射能に対して感じ方次第なんだろうけれども、やったほうがいいのは確かですよ。しかしそれを、その方法を私は変えられないものかと、そういうことを、ぜひ市町村はこれはやっぱり訴えるべきだと思います。その画一的なそういう地価の単価よりも800万円なんていったらこれ家建っちゃうんじゃないの。じゃ140億円、じゃ西郷村で今年1年間で使う予算、7,000世帯ですか、1世帯当たり200万円ですよ、これ、単純計算したら。5年間で1,200億円、約2,000万円。はあ。家でも建ててもみんな買える値段だ。そういうことを考えると、そしてその原資は何たらやと復興増税だ。公務員の皆さんもそのために削られてきている。皆さんそれ怒ってくださいよ、それ。私そういうことを指摘しておく。

こういうことに対して、まず村長はどう考えているのか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お説ごもつものところいっぱいありますね。この前、会計検査が入ってくるという話がありました。どこを見ていくのか。まさにそのところだろうということでもあります。やはり我々はまず第一に、今のお話のとおり、1回これも新聞に出ましたね。飯舘村が全村除染した場合は3,446億円かかると。西郷と同じ約200平方キロ。人口6,000人。1人5,000万円以上かかるという話で、驚きましたね。これは山林が入っているところで。今言われましたように、お金計算しますとそういうふうになります。

そこで、なぜ今の矛盾を、矛盾といいますか難しいところをうまくいくかということを探る作業になりますが、やっぱり一つは、チェルノブイリの放射能の被害におけるいろんな、NHKスペシャルでしょうか、あれは、やっていましたね。あのときは除染をしたかったのですが、ソ連の崩壊によってウクライナは1つの国家になってしまって、そこで除染は始まっていましたが、この1年、2年でもう財源枯渇してしまってできなかったと。そして、今考えると、25年経って除染はしておけばよかったという、地元の原発の長官並びにお医者様が言っているわけです。まずそれが一番。

2番目。どう、ではこの放射能の被害対策をしていくのかと言ったときに、除染が一番、誰しもがそう思います。この外部被ばくを受けないようにする、あるいは内部被ばくに移行する土壌からの野菜への移行、それを止めるといったことをするためには、やっぱり除染しなければならない。これは決まっている。

さて、ということで、3番目に、今の議員のおただしの話が出てきます。やはりこれだけの大きな、多額な金を使っていいのかという恐れの中にもやるしかないということやりますので、そうしますと、やっぱりそれは効率的に、あるいは無駄のないように、それもいち早くという条件で今やっています。

この前、全国町村会会長はじめ全国の会長さんに来てもらいました。広野町の除染見ました、私も。今言われたとおり、本当に事細かな仕事で、それも考えてみると、もっとやり方がないのかなといったことも頭には浮かびます。やっぱり西郷村としましても、もう地域の総力を挙げてやるしかないだろうと。そういったときに、人力、あるいはいろんな能力がある人、手伝ってもらって、そしてそれはもちろん原子力の作業に当たるいろんな手順がありますので、こういった講習を受けてもらうとか、そういったことができないかということ常々言ってきたところであります。

しかし、このことはどう、今ある放射能をよける、あるいはまとめる、あるいは転移する、ほかに持っていくという作業でありますので、おただしの部分いろいろ問題なきにしもあらずであります。それは最初、フレキシブルコンテナですかね、フレコンパック、あれは国内産が非常に少なく、韓国産のものとかいろいろにわかにやって始まったあの問題があります。その後いろんな研究されてきましたが、やっぱりJISとか、そうしたちゃんとしたものを使うようにということで今やっているところでもあります。

なるべく本当に無駄がないようにしなければ、無駄遣いになってしまうおそれがありますので、注意深く、あるいは今やり方ももちろんご提言ありましたので、そういったこともできるような方法を、ずっとこれは各市町村とも同じです、考え方は。そういう気持ちでありますので、いろんなことを、担当する環境省、そのほかについても関係省庁にも言っていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木宏始君） 14番、ちょっと休憩しましょう。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

(午前 11時01分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午前 11時20分)

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

14番後藤功君の一般質問を許します。14番後藤功君

○14番（後藤 功君） 引き続き、続けます。

この除染の問題は、非常に何か今までの経緯、この村で行われている除染の状況、そうすると、私なりに判断するにどうも不透明であり、何かその当初の、普通は除染というものはきちっと真面目に粛々と、住民のその説明ね、きちっと除染をして安全管理、仮置き場にしてもそういう説明をしてきましたね。それで、住民もまあそれではということで納得をしたはず。しかしながら、今私が申し上げたように、どうもそれに逆行するような、その信頼感を踏みにじる背信行為的なことが行われているんだと。これは非常に問題です。

村長もその辺をよくよく認識して、今後どういうふうにするか、その辺もお尋ねしなければならないんですが、その前に、話がいろいろ飛びますが、この入札の、除染のですよ、一覧表を見ますと、これ契約して、例えばそのグランドエクシブ、ゴルフ場ですね、そこが除染を、既に始まっているのかどうかわからないけれども、契約していると。私単純に、皆さん住宅除染をやってくれと、何やっているんだ、早くやってくれと、これはもう皆さんそうですよね。しかし、このゴルフ場とかいろいろ会社、事業所がやっていますね、半導体さんとか。そういう事業所よりも、私は住宅除染を優先的にやるのが筋ではないかと。これは除染におけるそういう優先順位というのがあらかじめ決まっているはずですよ。そうすると、このグランドエクシブ、このゴルフ場は優先度からいって何番目なのか。最優先なのか。その辺、ご説明ください。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

グランドエクシブは、優先度は何ぼだということなんですが、当時仮置き場が決まらない時点で、仮仮置き場、仮置きができるといった敷地について、グランドエクシブについては集客施設がございます。ですから、切実なるお願いで、前にも答弁申し上げていると思うんですが、そういったことでお願いされまして、自分の敷地に置くから、仮置きするから、置くところがあるので、何とか集客施設、お客さんが来なくなってしまうので出してくださいということで、そういった願いから、私のほうでは判断をしまして、首長とも相談をして執行したわけでございます。

このグランドエクシブについては、クラブハウスの周りの芝生と建物の一部、あと駐車場の除染をしております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。



○14番（後藤 功君） 今説明されましたが、どうもその辺は私ね、見解が違いますね。事業者、そういう放射能除染をしていないといえ、当然客商売だから商売上響くというのは、これはわかりますよね。それは理解できます。しかしながら、一般の住宅、ずっと長く住んでいる人が、そしてまして子どもさんやらそういう幼児、特に子どもが放射能を被ばくすると非常に危険であると、健康被害、甲状腺のがん、そういうことが子どもは相当確率的に高いと。私はそういうことを当然優先してなされるべきであらうと思っていますよ。

今言われた説明にあったように、どうも商売上困るからと、それはそれでわかります、企業の論理は。しかし、ゴルフ、遊びに来る人だからね。年中このクラブハウスに365日泊まっている人じゃないですから。たかだか普通は1泊、あるいは日帰りでプレーしに来る人です。何でその人たちのために優先的にやるのかと。私は勘ぐりますが、先ほど、前段で申し上げたその仮置き場、学校のそういう袋を置かせてくれと、そういう取引があったんでしょ、恐らく。そういうの置いてやるから、じゃ、うちの何とか早くやってくれないかなと。これは当たり前ですよ。

しかし、私はあくまでも、いろいろ私の言うことも矛盾するかもしれないけれども、除染という純粋に考えたら、これは子どもさん、グランドエクシブにゴルフに来る人、幼児は来ないわな。プレーしないんだよ。みんな大人。シニア。60代の人平均寿命、男性83だか86だか知らないけれども、西郷村に今居住している一般家庭の人は、子ども、若年層、いっぱいいるわけですよ。そういう人たちが騒いでいるわけでしょう、早く除染何とかして。それから、キッズランド、屋内遊び場をつくってくれとか、これは実現しましたけれども、そういう方々が実は切実に行政当局に対してお願いしているわけですよ。しかし、実際これやっていることは、何らよそから来て遊びに来る人のために優先的にやっているでしょう、これ、何億円ですよ。

そういう説明、先ほどの説明では私は納得できないですね。何かそういうものを優先する何事かあるんでしょ、恐らく。私は純粋に子どもたちのそういう、この放射能特別委員会を立ち上げたその理念は、西郷村からそういう子どもたちの命を守るんだと、そういうことで活発にやっているわけでしょう。しかしながら、西郷村の行政というのは、実は違う。そんな暇をもてあましてゴルフやるような人のために優先的にやるんだと、基本的にそうでしょう。私はこれ議員の交流会でゴルフやろうなんていうけれども、とんでもないと言ってやらないんです、私。放射線の除染が先だと。

だから、とにかく私はこれ納得いかないですね。インターネットにちゃんと出ているでしょう、優先順位と。その熊倉あるいは谷地中地区は無印なのね。二重丸というのがもっとあるわけだよ。何でそれをやらないか。あれ嘘っぱちかい。村長の判断なんだろうから村長、それ答えて。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えします。

やっぱり、いわゆるご指摘の点、あると思います。ただ、要するに早くやろうという意識でやっております。一つは仮置き場を優先しました、昨日から言ったとおり。

仮置き場がなければ、昨日話ありましたね、白河でもなんでも。やっぱり自分の宅地に置くしかない。自分の宅地に置きたくない。こういう話がありました。仮置き場を早くつくってもらいたい。これが優先します。さらには、今言ったとおり自分の敷地に、置ける敷地持っているところもあります。やっぱり人が集まる場所。そういったことがあって、今は川谷、あるいは鶴生、そういったところも具体的に動いていますが、でも、順番はやっぱり妊婦さんと、それから子どもがいるところという話も、もちろん筋としてはあります。

しかし、この仮置き場を早くつくって、おかげさまで去年から黒川、ずっと私も説明会に行きました。最初は今言ったとおり反対でしたね。ほかのところのを持ってきてもらいたくない。しかしそれがだんだん変わってきて、早くやってもらいたい。言うことが変わった。それがやっぱり一つの流れだと思います。いち早く、そして仮置き場をとということになってきましたので、それについてできるところ、本当に話、最初から説明、オーケー、そして手順として同意書をとる。そういう手順でやっているところでありませぬ。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） その仮置き場の話はそれはそれでわかります。しかし、それはあくまでもきちっとやる前提ですから、そんなイカサマを前提にした仮置き場なんか、こんな話、仮置き場の同意以前の話だったらとんでもないと言って同意しませんですよ。イカサマでしょう。（不規則発言あり）だから言っているんですよ、私は。そういうきちとした体制があるという前提でこれは同意しない同意するがあるわけですから、だからそれが不審だったら、例えば住宅の、そこにじゃ自分の庭に置いたほうがまだこれ安心なんだ。なぜだかわかりますか。イカサマできないから。ちゃんとした袋に入って確かめられる。しかしわけのわからない、例えばゴルフ場だったら、部外者立入禁止で行かれないですよ。こういうところはちょっといいかげんにやるならそのほうがいいわな、これ。何やったって。だから一事が万事そういう不審になると、全部勘ぐられちゃうんですよ。だから私はそういう根幹を、信頼関係を崩すようなそういうことは非常にとんでもない話だと。だから言うんです。いくら村長がここで、いや違ふと答弁したって、誰も信用しないですよ、そんなこと。そうなんだ。（不規則発言あり）だめだ。議長が認めていないんだからだめ。

だから、とにかくエクシブとの契約の、そういうあれ見せてくださいよ、じゃ。どういうふうに、その理由。何か思い入れがあるのかい、そのグランドエクシブに、村長。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 何か特別な理由があるのか。ありません、何も。私はこの仮置き場は去年説明して、今の話から言うと、やっぱり破れたコンパック、あれを使っている、説明がちゃんとできるのかということからこの話は始まりました。それはご指摘のとおりです。私というかこの西郷村として発注したものについては責任を持っている。そして、そういった不審を抱かないようにしなければなりません。

さっきの話も、課長は聞いたと、是正措置を出したということではありますが、ちゃんと調べて、それは変なふうになっていないかと、やっぱり説明しなくちゃなりませんね。ですから1つは提言があったものとして、これは調べます。そしてやっぱり今言われたとおり、何か無駄につながるんじゃないかという懸念がないようにしなければなりません。

冒頭、会計検査が入るといふふうに申し上げたのもそこでありまして。私たちはこの巨額なお金を使うに当たって、相当やっぱり新たな仕事の中身がありますので、やっぱり手探り状態もあったと思います。しかし、その積算、あるいはやり方については、環境省、いろんなことがずっと実証実験やってきて、それでこういったことがいふところまでやってきました。それを受けて、発注するに当たって、今みたいなことがあるとするならば、(不規則発言あり)ですから、誤解のないようにちゃんと調べて説明したいと思っております。

○議長(鈴木宏始君) 14番後藤功君。

○14番(後藤 功君) この入札の一覧表を見ても、この落札率ね、みんな95%、これ甚だしいのは99.97%ですよ。除染の1戸当たりの積算、業者が厳密にできるの、これ。私はもうこれは非常にこんなの信用できないですね。わずかこれあれですよ、100万円ぐらいしか違わない、何億円に対して。こんなのあり得ないですよ。これ疑ったら切りがないけれども、しかし除染という特殊性を割り引いても、それは異常なんです。そういういろんな、一言で言えばずさんなそういう除染という仕事が行われようとしている。これは国の会計検査官がこの中継を見ていたら、ぜひそういうことも考慮して検査していただきたいと。

村長はいい、課長に聞くから、あと、こまごま。それから、課長に聞くけれども、これもいろいろ除染の作業員の単価。1日当たり幾ら、規定のそういう認めているのかと。それを教えてください。

○議長(鈴木宏始君) 放射能対策課長。

○放射能対策課長(藤田雄二君) お答えします。

除染の作業員については、県の単価でございまして、土木単価と同じでございまして。これは今回の議会の資料に添付してありますが、一般世話役として1万8,900円、普通作業員が1万5,000円。(不規則発言あり)一般世話役、現場管理人とかそういう方、技術者ですね。それから普通の作業員が1万5,000円、軽作業員として1万2,900円でございます。これは今回の議会の建設課のほうの資料に単価が載っておりますので、そちらと同じでございます。

以上です。

○議長(鈴木宏始君) 14番後藤功君。

○14番(後藤 功君) これ放射能という特殊なそういうものを扱うからには、このぐらいの作業賃は当然だと私は思います。それで、実際は1次下請、あるいは2次、3次と、そうなると、1万円に満たないことで使っているのもあるんだよね。それは私は非常に、そういう危険な、要するに被ばくしながらやっているわけだから、ちょ

っと一般の農作業に毛の生えたような作業賃で使っているわけですよ。これはやはり行政として、これ以下では使ってはだめだと、そういうことを私はぜひ指導していただきたい。そして、2次下請になるとピンはね、3次下請でピンはね、みんなこれ労働者が、実際はその人たちが人力でこれやっているんですよ。そういう人たちが一番この炎天下の暑いところで、いわば一つの自己犠牲によってこの除染をやっていると。それを上からどんどんピンはねして、実際は一万二千幾ら、あるいは1万5,000円もらえるはずが、8,000円とか7,000円とか、そんなことが許されていいのかと。その辺のやはりきちっとした指導、それ以下では使ってはだめだと、そういうことは徹底できないか、その辺どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

普通作業員は全て、100%能力を発揮して1万5,000円であって、その能力に応じて業者は支払われると思います。ですから、行政のほうで最低これだけは払いなさいとか、そういった指導はできないので、やはり能力に応じてその業者が判断して支払うべきものと解釈しておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 今の考え方だと、何ぼ使ったって構わないんだと、そういうことでしょうか。これでは非常にもう業者は、じゃ何でこんな3段階に決めるんだという。単純作業で1万2,900円、技術者で1万5,000円、これが基準じゃないですか。それは社長や上の人が、お前だめだからじゃ5,000円でいいとか。そんなこと言ったら、これみんなめちゃくちゃになって、落札にも何にもならないでしょう。じゃ一体、この設計単価の落札した何億円というのは、どこにじゃ根拠があるんですか。この単価は当然正規の1万5,000円なら1万5,000円という単価の積算した計算でしょう。役所が初めからそういう言い方だと、もう全てが狂ってきちゃうんですよ。いいですか。今時間がないんだから。

それから、業者ね。要するに、土木施工業者が基本だと思う。有資格者、監督者、それから免許者、そういうものを持っていない人が今やろうとしていますね。例えば大工さんがこの仕事をやりたい、電気屋さんがやりたい、その人たちは土木工事なんて全くやっていないんです。だから我々が、いや除染ちょっと儲かりそうだから、じゃ講習受けてやっぺと、何ら変わらないでしょう。今そういうのが除染組合の中にも入ったり、あるいは2次下請とって、今まで何のそんな仕事もやっていない人をばんばん雇うと。いかにこういうことがきちっと徹底されていないか。そういう免許あるなしどうなの、それ、その基準は。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

除染の請負資格要件でございますが、土木、建築、造園、これらを有するものというふうに規制しております。規定はしておりませんが、そういったものを選んでおります。それから、その2次下請で全然技術的に、電気屋さんとか大工さんが2次下請

で請け負うと、そういったものについては、うちのほうでは承認しておりません。ただ、除染組合については、構成員の中にそういった大工さんとか電気屋さんとか清掃業者とか、いろんな業者が数多く構成員として入っております。その中に、構成員が技術指導を要していれば、特に問題はないと言われております。ですから、単純に電気屋さんが下請するということはありませんので、それはご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） はっきり今言われたけれども、それはそういうのは認めない、あり得ないと。じゃあったらこれ問題なんだな。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

先ほども申しあげましたように、除染組合の中のそういった構成員が電気屋さんとか大工さんであれば、その構成員の中、組合員の中にその資格を有していれば、その中に除染をするためには、障害防止電離則というんですが、その受講をした方だけが作業できますので、そうした作業も全部資格を有しておりますので、ただ下請はできませんが、仕事はできるということになります。（不規則発言あり）ただ、そういったものは下請はできませんので、（不規則発言あり）できないということです。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） そういう一つの基準があると。しかし、一般の作業員みんなこれ募集して、よくチラシになんかも入ってきてやっています。それは、一つの作業マニュアル、元請のね、そういうことに従ってきちっとあれはあってやっていると思う。それで、そういう実態がそうですよ。そうすると、話は戻るが、我々のこの除染に対するそういう仕事だって、当然1戸1戸の家庭でできる人はできるんですよ。検査は検査で専門の人に見てもらって、あるいは行政できちっとやって、そういうこともできるということ。そのぐらい緩いんだから。何も請負するわけじゃない。これ国が認めるか認めないかの話だけれども、そういうことなんですよ。

それで、いろいろ時間がないんだけど、まだまだ聞きたいことがあるんですが、一つまだ釈然としない、いろいろ疑問点だらけ。こういったことが今後これ、緒についたばかりであって、今後5年、そういう長いスパンでやるわけですから、私はやはり基本はきちっと。やるにしても、そういうずさん、不透明、あるいは置いたその状態がきちっと管理されていないとか、私は先ほどお示したのは、管理されていないという証拠なんです。そういうものを行政として決して放置するのではなく、きちっとそれを徹底した管理すると、目を光らせるということです。でないとこれはもう根幹から全てばあになってくる。そういうことが、これは国のいろいろ検査受ければわかるんだけど、そういうことがあると今後、除染も何らもうする必要がないとか、そういった意味ですよ、なりかねないと。それはやはりきちっと、村長はやはり原点に立ち返って、あまり業者の立場ばかりおもんばかりやってはだめです。

最後に、私確認したわけじゃないけれども、今こういうことが言われている。除染

の仕事によって、みんな胸算用している。金が使い切れない。次のもう土建業なんてやめちゃう。別な事業、介護事業でも始めるかとか、いろんな話をしている。これはなるほど、ウハウハ儲かってしょうがないような話ですよ。だからいかに、そういう実態は金の分捕り。私冒頭に申し上げたけれども、札束の山をいかに取るかと。そんなことばかり言うのは甚だ失礼だけれども、しかしそういうことがまことしやかに語られているという事態が、この事業に対する大変不信感を生むと同時に、今後我々はいかに正常に戻していくかと。そして、真の除染というのはこうあるべきだということをやはり皆さんと考えて、実のある費用対効果というものを追求したら、これ税金ですから、そういった観点で、私は特に指摘しております。

終わります。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君の一般質問は終わりました。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番。今、後藤功議員の一般質問が行われまして、その中で放射能対策特別委員会の委員長は佐藤委員長ということで、これを調べてもらうというようなお話もありました。今回議事進行でちょっと皆様におはかりしていただきたいんですが、やはり、除染の問題については、住民の本当に一日も早くやってほしいということと、より安全にやってほしい、そういう要望であると思います。そしてまた、この除染事業を行う作業会社、請負会社のほうでは、やはり村、また住民からの信頼というのが最低限の原則であると思います。そういう中で、後藤功議員から、コンパクトが破れている写真があるというふうなことで調べろというような話もありました。しかしこれについてはまだ全然私も承知していませんし、中身も写真も見ておりません。

またもう一つ、グランドエクシブに対する除染の問題なんですが、一ゴルフ場の除染が約6億円の除染費用を使ってグランドエクシブの除染をやったと。それでは村内にあとあるTAIGAカントリークラブはどうだったんだと。白河高原カントリークラブは、じゃどうだったんだと。なぜグランドエクシブなんだということが疑問ある点。

それとまたもう1点は、その村の除染計画の中に、先日私は一般家庭のホットスポット、学校の通学路のホットスポットについての除染をやってくれと言ったら、除染計画に入っていない。除染計画に沿ってやっていますという回答が来たんですね。それでは、グランドエクシブの6億円の除染は、いわゆる村の除染計画のどこに入っているのかということも精査しなければなりません。

そういうことを含めると、今、後藤功君も言われましたけれども、いわゆるこの中の議論だけでは全然理解できない部分が多過ぎる。また、ほかの議員さんもそういう部分が多過ぎるということでございますので、議長において、この全員協議会に移し、この問題点について少しお話しさせていただきたい。そしてまた、特別委員会の委員長として、この放射能対策特別委員会が調査する項目に値するかどうかについても議論したいと思っておりますので、でき得れば全員協議会の席を設けていただきたいと思います。

うことを要望しまして、議事進行といたします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 協議しますので、暫時休憩します。

（午前 1 1 時 5 2 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前 1 1 時 5 3 分）

○議長（鈴木宏始君） ただいまの 1 5 番の議事進行発言の取り扱いについてでございますが、これより休議に入って、午後 1 時まで休議をして、その 1 時までの中で、ご苦労ですが議会運営委員会を開いていただき、取り扱いを協議していただくというふうなことで、ただいま議長と協議をいたしました。そのようにおこないたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） そういうわけで、これより午後 1 時まで休憩いたします。

（午前 1 1 時 5 4 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 0 時 5 9 分）

○議長（鈴木宏始君） 先ほど、1 4 番後藤功君の一般質問が終了した直後に、1 5 番佐藤富男君より議事進行に関する発言がございまして、この取り扱いについて先ほど議会運営委員会を開催していただきました。議会運営委員会の議長に対する答申は、直ちに全員協議会を開くべきだということでございましたので、これより全員協議会に移したいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

それでは、およそ話し合いの中では、おおむね 1 時間程度全員協議会をやるべきだというふうなお話でございましたので、そのようにいたしたいと存じます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、暫時休憩いたします。

（午後 1 時 0 0 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 1 時 4 8 分）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後 2 時 1 0 分まで休憩いたします。

（午後 1 時 4 8 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後 2 時 0 9 分)

○議長（鈴木宏始君） 本日の日程に戻ります。

一般質問を続行いたします。

通告第 8、12 番上田秀人君の一般質問を許します。12 番上田秀人君。



◇ 1 2 番 上田秀人君

1. TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）について
2. 原発事故関連について
3. 教育行政について

○ 1 2 番（上田秀人君） 1 2 番、日本共産党の上田です。通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

通告しました質問の第 1 点目といたしまして、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）についてということ伺いたいと思いますけれども、この質問に関しては、実は 2010 年の第 4 回の定例会においても質問を行った経緯がございます。それから 2 年 6 か月ほどの時間が経過をしているわけであります。その中で、政権も民主党から自民党へとかわったわけがございます。

当時この質問を行ったときの経緯といたしまして、私がまず着目したのは、福島民友新聞のほうで行った、2009 年 11 月に行ったアンケート調査の結果を見て質問をおこなったわけであります。このアンケートの調査結果において、福島県下 7 割の自治体の首長さんが TPP 参加に反対をしているという回答をしている中で、西郷村の佐藤村長においては賛成と答えられたということで質問を行ったわけがございます。

このことに対しまして、私は村長の所信について質問を行ったわけであります。そのときのやりとりの中で、村長は農業保護の条件を前面に出して賛成をするというふうにお答えになっています。さらには、国も農業に対して何もしないままで TPP 参加への交渉参加はあり得ないということで賛成をするんだということをお答えになっておられます。

しかし、2009 年、2010 年当時は、この TPP に関する情報が本当に十分に伝わってこなかった。このような状況の中で、村長は手探りの中でこういう答弁をされたのかなというふうに思うわけであります。今、政権が変わり、またこの TPP 交渉に関してさまざまな情報が伝わってくる中で、この TPP 交渉参加について、村長は現在どのようなお考えなのか、再度伺いたいと思います。

○ 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） 1 2 番上田議員の一般質問にお答えいたします。

TPP について再度考えをお伺いしたいというわけであります。今お話しのとおり、経過はそのとおりです。私もそうお答えしてきたつもりであります。その後、今言われましたとおり政権が変わりました。野田さんのときから参加の表明があつて、その後、紆余曲折がありましたが、安倍総理になってからもということで現在に至っております。

私は、あのときも申し上げましたが、学校で習ったとおり、日本は資源小国でもあるし、そして貿易によってこれまで国益をはかってきた。そういうことで、基本的にはそうです。ただ、一番具体的にわかりやすいのは、農業関係の懸念があるということで、昭和 39 年に、一番わかりやすいのは木材が輸入自由化されて、現在は食料自給率と同じ 3 割、4 割に低迷していますね。5 割に上げようと今やっております。そ

れから、ガット（ウルグアイ・ラウンド）の問題があるということで、やっぱり農業が衰退、疲弊する可能性がある。一番わかりやすかった、あのときは。農業団体がもう反対していましたので。ということで、やっぱりこの保護政策といったもの、あるいは食料の戦略的物資からいって、この自給率が確保されないということになれば、日本の国運に関する問題になりますので、そういったものがちゃんとなされた上でということをお願いしたところでもあります。

その後何回もこの議会でありましたですね。韓国においては、10年かかって30兆円の投資をしながら農業関係の力を上げていって、そして今に至っている。しかし、今回韓国はFTAだけで、TPP参加しませんね。これは農業関係のことがいろいろ書いてあります。

この間、私も今度は全国町村会の中で農林部会に入っていますので、農水省の審議官、あるいは経産省の審議官等について2回やりとりをしました。そこでやっぱりこの農業政策一番わかりやすい。その後二十数項目、保険の問題とか、国保の問題いっぱい異論もありますね。いろいろ懸念材料があるわけですが、わかりやすいのはこの農業のことでありますので、その食料の自給率の確保、あるいは国内産業論としての問題、それから農業が果たすべき国家、国土の保全、いろんなことからして、その対応がなされなければこれはだめだということで、これはやっぱり一致をしております。

そこで、ということで、この全国町村会はそういったものがなされなければ反対だということで議論の一致を見ておりますので、私も反対ですと今言っております。なぜか。一つはやはり参加という意味を今総理は表明されました。7月から具体的に始まるという話でありましたね。ところが、後で参加した者についての意見についてはなかなか聞き入れられない部分があると、なかなか困難であるという論評がされております。そういったことにおいて、本当にこの国益とすべきこの今の食料に関するもの、農業その他の問題について、国益とすべき問題が確保されないとするならば、もしかして今の状況からあっても、途中経過であっても、脱退すべきである。

2番目としますと、やはり先ほどの農水省と経産省の審議官との話し合いをやりましたが、やっぱりシミュレーションしてもらいたい。じゃ現状のものを。それから全面降伏して全部TPPになっちゃった場合にどのようになるのか、あるいはその中間に、3割あるいは6割、このぐらいのシミュレーションをして、どういう対応をされるのでしょうかということをお願いしているわけでもあります。やっぱりそのことについても明確な答えはありませんでした。よって、これについては説明をしてもらいたいと、引き続きわかるまでということをお願いしてあります。

次に、やっぱり全国町村会の中では、国土保全に関する都市以外の農山村、多いわけであり、漁村。やっぱりこの国土保全につきましては、林業も面積的には多いわけであり、第1次産業における環境保全その他については非常に大きなウェイトを持っている。これは都市とちょっと違う部分があるだろうという意味も持って、この国土の保全についても再考すべきである、このことに関して。

こういったことを述べる、あるいは論議の対象とするということにしてきたわけで

ありますが、まだ明確な回答というか、そこでは引き出せなかったわけでありまして、この点については、この3つの点が明らかでなければ反対しますということをやってきたところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君の再質問を許します。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいまの答弁を聞いていますと、いろんな条件が出てきましたよね。農水省との話、国土保全、環境保全等々の話がございます。それが明確にならなければ反対するというふうに立場が変わられたんだなというふうに理解をします。

この問題に関しては、最初に私がこの問題を取り上げたときに、この国土保全、環境保全の問題等々はお話をしたというふうに記憶をしております。そういった中で、村長のお気持ちがそのように動いたということは一定程度評価すべきものかなというふうに思います。

今回、村長がどのようなお答えをされるのかということで、いろんな想定をしてきたわけでございます。今村長が、内容がちょっとまだ明確な部分が、わからない部分があるというような答弁だったんですけれども、これは従前から、2年前、2年と半年前ですか、そのときから私申し上げたように、百害あって一利なしというような交渉じゃないかということをしつと申し上げてきたつもりでございます。

これは、こういうことを言っているのか悪いのかわかりませんが、実は昨年、総選挙においても、今の政権与党の自民党はTPPは絶対反対だということを表明しているんですよね。さらには、6つの懸念事項が解消しなければ参加はしないということも表明していた。そして、ポスターで嘘をつかない自民党ということで、TPPに反対しますよということで選挙を終えられてきた。ところが、今年3月になって、安倍首相は交渉参加を突然に始めたわけですよ。さらには、4月12日ですか、アメリカと事前交渉を行い合意を経て、4月の下旬ですか、下旬には交渉参加11か国と同意を取りつけて参加交渉へと進んでいるというふうに私は理解しています。

この中で、一連の流れの中で、関税と非関税障壁ということを全て撤廃すると、これがいわゆるTPPの話ですよ。この交渉のいわゆる特異な危険性がもう明確になっているということで、村長が今いろいろ調べなければならぬようなことを言われましたけれども、私はもう調べるに値しないというふうに理解をしていますよ。

このアメリカとの事前協議の中で、安倍さんは、守るべきものは守りますよということをおっしゃっています。全力を尽くすとも言われて交渉に臨んだわけですよ。ところが実際にはどうか。米、乳製品、砂糖など重要農産物の関税確保については、全く保証がないことが明らかになったと言われている。これは私が言うとあまり信用ないと思いますけれども、いわゆるアメリカ合衆国、ニュージーランド、この国会において、日本は例外扱いはないと認めたと、こういうふうに報告がされているそうなんです。ということは、今言いましたように、米、乳製品、砂糖などは、もうまったく関税の確保の保証はないよというふうに、外国でももう言われています。ということは、もうそのまま突き進むというふうに私は理解をするわけです。

このほかにも、例外扱いはないというふうに認めたということを今言いましたけれども、アメリカの言うがままに譲歩を重ねてきているというのが、これは私の見解であります。このことをずっと精査をしていくと、私はまさにアメリカに対して、この日本を丸ごと売り渡してしまう、いわゆる亡国の話、なくなってしまう国のね、そういう話だなというふうに私は理解をするわけです。

さらに、今アメリカで盛んに行われている遺伝子組み換えの農産物、これに関しても規制緩和が言われています。そしてさらに、食品添加物の認証緩和や添加物の使用拡大、今村長が言われたように、簡保生命保険、共済、薬価制度の緩和、知的財産権、規格基準、投資、急送便、政府調達と言われる大型公共事業に対するアメリカ企業の参入、いわゆるこの西郷村においては、除染なんかは大型公共事業に入るのかなというふうに思いますけれども、こういったものにもやはり参入する可能性が増えてきているということなんですよ。

こういったものを今どんどんアメリカのほうから突きつけられてきている。この障壁を今除去することが、今次々と要求されているというふうに私は理解をしているわけです。これは、じゃ拒否をすればいいでしょうと簡単に考えられるかもしれませんが、これに関しては、このTPP交渉の中で、非常に恐ろしい条項がありますよね。村長はもうご存じだと思いますけれども、ISD条項、もしくはISDS条項というふうに言われています。これは私は発音とアクセントちょっと悪いとあれなんですけれども、局長、後で直していただければと思うんですけれども、インベスター・ステート・ディスピュート・セトルメントということで、日本語に訳せば投資家対国家の紛争解決という意味だそうなんですけれども、最初のこのインベスターというのは投資家とか企業というのが含まれるそうなんです。

これがじゃ何を意味するのかというと、このISD条項、ISDS条項なんですけれども、この条項こそが、このTPPの本性をあらわす非常に危険な条項だというふうに言われているわけでありまして。このISD条項というのは、外国の投資家が国内投資家と同等の待遇が受けられるようにする義務を負うと。内国民待遇と言われるそうなんですけれども、それや、外国投資家に一番よい貿易条件を約束をすること、最恵国待遇という言葉で言われるそうなんですけれども、国や公共団体が公共の目的のために強制的に権利を取り上げることが制限できる、この権利が盛り込まれているわけでありまして。これを根拠に、投資家が規制により損害を受けたとみなされれば、当事国を相手取り、国際仲裁機関に提訴できるというふうになっているわけでありまして。ですから、国が投資家や多国籍企業に投資されてしまう。コントロールされてしまいます、そういう危険性がありますよということなんです。

これは、実際にじゃどういうことなのといえ、今現実起っていることは、カナダが有害物質の使用を禁止したことによってアメリカの企業から訴えられて賠償金を取られたと、こういう事例がございます。同じくカナダで、水資源を守ろうとして訴えられたケースもございます。これは今係争中、今もう判決は出たのかな。やはり損害賠償請求が行われています。ですから、先ほど村長が言われたように、日本が日本

の国土保全をするために、環境を守るために、これはだめですよと言っても、相手国で相手の企業もしくは投資家から訴えられた場合に、この裁判の中で結果が出れば損害賠償を請求されてしまう。どんな有害なものであっても、それをのまなければならぬ。これがTPP交渉だと私は理解をしています。

ですから、村長が先ほど答弁をされましたように、反対するということを言われました。これはまさに今西郷村長として、明確に私は反対をしていただきたい。このように村長に再度確認をしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今のカナダの話は新聞に出ていましたよね、この前。結局やっぱり資本を出す人については、やっぱり国家が応援するみたいでおかしいんじゃないかという論調もあります。これまでの日本の来し方を考えてきますと、かつては日本を世界に売り出そうと言って、さっきの最恵国待遇の条約をあちこち結んできましたね。今は逆になりまして、その分を守る部分が出てきたりしてきた。やっぱりこの日本の経済力とかいろんな意味が変わってきたんだろうと思います。

しかし、最終的に、地球が全部同じ国になれば何の問題もない。200以上の国がひしめいている。そして経済競争、いろんな人種的対立ある中において、それをやっぱり一番いいところでどう目指していくのかというふうになったときには、やっぱりいろんな規制と誘導、あるいは保護といったものをやっぱり全部発動しないと守れなくなってきたということだろうと思います。そういうことを全部見ますと、やっぱり政府においてもいろんな議論があって、議員連盟とか何か動きが相当あります。ただ、わかりやすいのは、やっぱり私どもが身近に山、あるいは川、そして水田、そしてこの環境を眺めるときに、今やっぱり大幅に農業政策のかじ取り、20ヘクタールを目指すとか、あるいは土地の流動化を促進するとか、新たな拡大の投資をするとか、いろいろなことを言っておりますので、果たしてそういったものだけで守れるのかといったこともやっぱり懸念するところはいっぱいあります。よく見ながら、そして国益とは何ぞやという議論を深めて、確保できなければ反対して、ということしていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。国益というお話を今村長されましたけれども、言葉尻をつかまえて言うわけじゃないんですけれども、私は今の政権のやり方見ていると、国益よりも、先ほど言ったように投資家、一部の投資家、多国籍企業、いわゆる大手企業ですよね、このための政治なのかなというふうに思うんですよ。私はアメリカの話をしましたね、カナダを訴えて有害物質の使用を認めさせたとか、水資源守ろうとして訴えたとかという話をしましたよね。これちょっと逆に考えてみてください。いわゆる日本の投資家、今安倍政権になって何か月か過ぎましたよね。その中で、6か月程度ですか、過ぎましたけれども、その中で、投資家と言われる人たちが株式投資において1兆円もの収益を上げている方もいらっしゃるって聞いているんですよ。1人じゃないですよ、4人家族の方で4人で1兆円ほど株式投資で儲けたと。こういった

方たちを見て政治をやれば、T P Pというのはある種、グローバル、世界に踏み出していくための、いわゆる一つの手法となるのかなというふうに思うんですよ。そこに加担しては、私は絶対いけないと思うんですよ。いわゆるこの西郷村、この緑あふれる土地があって、そこに住む人がいて、そこに農業を営む、なりわいを営む者がいて、そこで初めて国が成り立っていくわけですよ。その人たちを見てきちんと政治をやっていたらいいというふうに思うんですよ。それを見詰めていけば、おのずとこのT P Pに関しては参加には反対すべきだというふうに考えるわけですよ。ですからこれは、問答無用で、村長においてはT P P交渉に関しては即刻もうやめるべきだと、撤退をすべきだというふうに求めていただきたいなというふうに思い、再度伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 思いはよくわかって、そういう立場でいることを申し上げました。一番気になりますことは、今言われたことはつい最近NHKの9時のニュースで出ましたですね。わずかこの1か月ぐらいの今回の株価の乱高下で、本当に驚くべき利を得たと。それをどうしたか、まさに今の本当に日本の株価が上がっているところと売り逃げするチャンスを狙っていたということが明らかに、NHKでも出るような話があります。

私たちは小さいときから、やっぱり額に汗して親の苦勞を見て育って、お金を大事にする、そして労働の大切さ、そういったことも教えられてきました。一部この今の国際的な経済、あるいはお金の問題が金融工学とかいろんな問題があって脚光を浴びていることもわかりますが、基本的にそういった人については、ある経済人がまた言っておりましたですね。やっぱりビル・ゲイツさんのように7兆円も人材育成のために寄附をしたと。やっぱり本当の経済人の最高のやっぱりいいところは、そういった巨利巨万の富を得ても、それは社会貢献するためのちゃんとした考えを持つべきだということがいつもあるのであれば、これはまさにいい社会ではないか。しかし、一部売り逃げとか、あまり聞き場のよくない言葉で代表されるような部分があるとするならば、それはちゃんと是正してもらわなければならないし、今言われたような、国家がそれに加担するようなことはあってはならないというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいま答弁の中で、ビル・ゲイツさんの話があって、社会貢献のお話がありました。私もそのようにあってほしいなというふうに思いますよ。しかしながら、日本の多くの大企業と言われる会社は、いわゆる労働者よりも、消費者よりも何を見ているのかというと、投資家のほうを見ている。ですから、さまざまな経営内容、労働者を苦しめる、そういったことによって得た利益を投資の配当として配る。そのことに最優先でやって。そこをきちんとやはり考えていかなければいけないなというふうに思うんですよ。そのいわゆるマネーゲームみたいなお金を、いわゆる考えたときに、やはりそこに見えてくるのはやはりT P Pかなというふうに思います。日本国内ではなくても全世界もグローバル的に考えていく、そういう形が見え隠れしているということで、村長、反対されるということなので、ここで次の質

間に入っていきたいと思うんですけども、次の質問は原発事故関連についてということで、質問を行いたいと思います。

原発事故について、政府の原発事故収束宣言、これに対して村長の考えということで伺いたいというふうに思います。村長は東京電力福島第一原子力発電所のいわゆる過酷事故と言われるあの事故、あれが収束したというふうにお考えになりますか。まず、そこから伺いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 事故は収束していないと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 収束していないということで、私と同じ考えでまあよかったというふうに思います。これ、収束という言葉、辞書を引っ張り出してちょっと調べてみました。この意味として、分裂、混乱しているものがまとまっておさまりがつくこと。またおさまりをつけるという意味があるそうなんです。そういった面で考えますと、今の状況を考えますと、毎日のように冷却水の処理問題が出てきますよね、ニュース、新聞等々。さらには冷却水の貯蔵タンクの水漏れがしている。こういったことも報道がされています。

こういった中で、なぜあの収束宣言が出るのか。そこが私は一切理解できない。そして何よりも、あの圧力容器の中で起きたメルトダウンしているといわれる燃料棒の取り出し、このことに関しては、今宇宙に行くより難しいことじゃないかなと私は考えるんです。そういった状況の中で、なぜこの収束宣言。これは民主党政権の野田さんが収束宣言をされました。その後政権がかわって自民党においても、この収束宣言を撤回していただきたいと言っても撤回をしない。これは放射能特別対策委員会でも復興庁のほうに申し入れをしました。要望書の中に収束宣言を取り消しをすべきだというふうに申し入れをしているわけですけども、それもない。

そういった中で、本当に私今憤りを感じるんですけども、いわゆるそのさまざまな情報を偽って事故の状況を小さく見せる。こういった中で、いつまでこの福島県民を、この西郷村民を愚弄するのかなというふうに、私は今怒りを覚えるわけです。そういった意味で、村長にもう一度お話をしますけれども、収束宣言を撤回をするように、怒りを込めてまずは国に求めるべきだと考えますけれども、村長はいかがお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そのとおりだと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。そのとおりだということは、怒りを持って収束宣言の撤回を要求していただけるというふうに理解をしてよろしいですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この問題は収束宣言が出た直後から、知事と損害賠償の県の協議会がありますので、何回も言っております。これはもちろん首相官邸から始まって、

各党もずっと同じことを言ってまいりました。収束というのは、普通の生活になったということだろうと、それがゼロ、イーブンだと。現在は水面下にいるわけでありませう。水面下が早くゼロになるようにということが実感できなければ、これは収束にはならないという考えであります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。影響がゼロであれば収束宣言だと。今の状況は水面下にいるということで、原発の影響をかなり受けているというふうなことで、収束宣言の撤回を求めているというふうに理解をしております。

なぜ、じゃこの収束宣言がされたのかということ私なりにいろいろ考えてみますと、さきのテレビでも報道されたように、いわゆる日本企業の海外向けのインフラ受注額を、2020年までに現在の3倍に当たる30兆円まで引き上げるためなのかなというふうに私は考えるわけです。この原子力関連においても、現在の日本においては約3,000億円くらいの輸出の金額があるそうなんですけれども、これを今言いましたように、2020年までには2兆円まで拡大するというふうにもくろみを立てて今やられているというふうに考えるわけであります。

まさに、今この福島県民、福島県民だけではありません。宮城県、茨城県、栃木県、さまざまところでこの放射線について影響を受けて、さまざまな苦しみや不安を受けられている方がいらっしゃいます。そういった方を一切関係なしに、いわゆる特定企業、経済成長のみを優先しただけの考えじゃないかというふうに私は考えるわけあります。じゃ、このことに対してやはり怒りを込めた抗議を行うべきだというふうに考えるわけあります。

続いて、質問の2点目としまして、村民が受けたさまざまな損害に対する賠償請求についての考え方はということで、質問させていただきたいというふうに思います。

今村長の答弁の中で、影響を今受けていると、かなり影響を受けているというような認識なのかなというふうに私は受けているわけですが、このさまざまな損害に対する賠償請求についてはどのようにお考えなのかなというふうに思います。

この言葉を私2年前の議会の場で申し上げた記憶がありますけれども、私の畑を3月11日以前の畑に戻してほしいと。放射能に汚染される前の畑に戻してほしい。それ以外何も要らない、何も望まないというふうに言われた方がいらっしゃいます。東京に行っている息子さんや孫が帰ってきたときに、自分の畑でとれたトマトや野菜を食べさせたいと、そのために畑に戻してほしいと。お金も何も要らないと。そのために議員としてあなた頑張ってくださいと言われました。その言葉がずっと今も頭の中にあります。

村長、村長はこのことを東電と国に対して強く要求して、この方の思いを通すべきではないかなというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 県のこの損害賠償、それから白河、会津の賠償のがあって、今の話、私も行くときには仮設住宅に避難されている方の話を聞いたりして行きます。も



ちろん今の畑を持っている人の気持ちも前に聞きました。要するに、えたいが知れないということで、不安解消をどうするんだということに尽きます。それによって風評も出てくるし、もちろん収益が低下する。具体的です。これ損害賠償で、本当に最初牛乳を捨てる現場を見たときから、異常な事態でしたね。あの部分で県酪連、あるいは農協、あるいは今度はいろんな分野で賠償の仕方、8月までの分、具体的に始まりました。

残ったのはといたしますか、それ以外に今のよくわからない部分で精神的な苦痛があります。精神的な苦痛ということで、交通事故の例もあったり、いろいろ引き合いに出されて、そしてこれまでの流れがありまして、県が基金を出したり、東電から2回ということもありました。結局不安の解消のもと、放射線被ばくによる健康への影響、それは直接的なもの、それから食べ物、土ですね、土壌から移行して口に入ってくるもののおそれがあります。これをはっきりさせなければだめだというふうに思っております。

いつもここに最初に申し上げているのは、首相官邸の総理大臣、あるいは文部科学も厚生労働もそれから復興庁も、ずっと言っていますのは、やはり早く1ミリシーベルト、100ベクレル、それから追加被ばくによる健康被害を明らかにしてもらいたい。これがなければ本当にいつまでたっても不安は解消されないと。これに最高の力を注げというふうに言っているところでもあります。それが明らかになって、わかったというまでの間も、これはやっぱり精神的苦痛が続くわけでありまして。これをやっぱり妥当な、納得できるものの賠償を求めていく、この立場をとるしかない。ずっとこれ言ってきているところでもありますので、これからもそのつもりでいきます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。私が言っているのは、そういう理屈ではないんです。この方が言われたように、お金も何も要らないよと、ただ畑をもとに戻してくださいよということなの。そのことをきちんと東電、国に伝えて、それを実行させていただきたいと私申し上げている。それがこの方が私に言われた言葉なんですよ。

さきに村長が言われましたように、不安の解消、健康被害について云々言われました。それは、私は別の場で、別の場というのはこの場ですけれども、別の機会でも申し上げていますよね。さまざまな検証やるべきですよ、検査やるべきですよと。それに対して、村長今全力を尽くしてやるようなこと言われましたけれども、実際そうではないですよ。そのことはまず置いておいて、私が今言ったように、この方の言葉どおりにしていただきたいなというふうに思うんです。これは村長にやれと言っているわけじゃないんですよ。この方が求めている賠償というのは、2年前のあの3月12日ですか、あの原発が爆発する以前の畑に戻してほしいと。孫が東京から来たときに、素足で畑の中走り回る。畑になっているトマトをもいでその場で食べられる。トウモロコシを食べる。その畑に戻してほしいということなんですよ。そのことを村長に東電と国に対して強く要求して、その思いを通していただきたいということを言っているんです。そのことに関して村長どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） それは私も同じ思いを持っております。お金も何も要りません。

時間もこれまでの経過を元に戻して、きちっとしてもらいたい、一番。そう思います。もちろん、みんなそういう気持ちです。ただ、もうそれは2年3か月前のことになってしまったと。どうするんだと。一つはやっぱり子どもが安心してと。除染、あるいは食べ物の制限、あるいは健康の管理といったことで対応するしか、実は元に戻るといことができないだろうということも、いくら言っても同じ答えであります。

でも、思いは同じです。やっぱり水面下にある一番の問題はそのところですよ。その部分がなければ、やっぱり気持ちとして元に戻らないというふうに思います。思いは、そういうことは言っています、私は。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。できないですよ。正直言ってできないですよ。私もこの方からお話をいただいたときに、ただ頭を下げるしかできませんでした。私にはその力がありませんと。恐らく東電も国も、今世界中の技術集めても、あなたの畑をもとに戻すことはできませんと。ですからお詫びするしかできませんということしか言えませんでした。悔しいですけれどもそんなんです。

では、それに対して、国や東電は代替え、かわりの責任はどういうふうにとったんですかということなんです。東電の本社に行ったときに、当時広瀬常務でしたね、社長が常務に対して、私は西郷村民にお詫びの一言もないということをお願いしました。あの方はそのときに、行く時間がとれないとかいろいろお話をされましたけれども、私が言ったのは、こういう紙ペラ1枚でもいいんじゃないんですかと。大変ご迷惑をおかけしましたと。深くお詫びをしますと。そういう紙をつくって、村にお願いをして配ることぐらいできるんじゃないんですかと。そういう話をした経緯がございます。しかしながら、彼は一度も頭を下げなかった。その後、福島の方ですか、来て、ご迷惑をおかけしましたとかと言いましたけれども、それに対してだつて議会に対してですよ。村民に対して、私はいまだにお詫びがないと思っている。それがいわゆる東電の対応ですし、国の対応だというふうに私は理解しているんですよ。

このことをいつまでも言ってもしょうがないので先に進んでいきますけれども、この議会においても同僚議員からいろいろなお話がされていますよね。いわゆる山菜とりができなくなった。魚釣りができなくなった。庭いじりができなくなった。いろいろな楽しみが奪われてしまった。さらには個人的に除染を行うと。その費用に対しても、国や東電は一切まだ責任をとらない。それに対してどうすべきなのかということ、今十分に考えなければならぬと思うんです、村は。村が先頭に立って、そのことに対して、じゃどうすべきなのか、そのことを今村は追及しなければならぬというふう考えるわけでありまして。

今の損害の賠償の仕方というのは、先ほど言いましたように、放射性物質をきれいに取り除くこともなかなか難しいでしょうし、時間を戻すこともまず無理だと思います。そうなってくれば、やはり金銭的な部分で補償になってしまうのかなと思います。

よ。それとお詫びも必要ですけれども。その義務をきちんと村は村民の先頭に立って追及すべきだというふうに考えます。村長はその先頭に立たなければならないと考えるんですけれども、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そのとおりだと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。そのとおりだというふうにお答えをされました。じゃそのとおりやっていただきたいと思います。村民の先頭に立って、村民が今さまざまな精神的な苦痛、実害的な部分、さまざまなものがあります。不安もある。それを先頭に立ってやはり取り除くために努力をしていただきたい。そして今私から出しているこの賠償に関しては、その先頭に立ってやっていただくのであれば、この西郷村条例の中に、西郷村原子力損害賠償対策審議会という条例がございますよね。これをきちんと動かして、損害賠償の請求をすべきじゃないかなというふうに思うんですよ。そのイニシアチブをとって、村長はやるべきじゃないんですか。そのことはどうお考えですか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） できることは何でもやらなければならないというふうに思っております。これまで原陪審の中間指針、追補等によってこれが動いているというのはわかりました。そして、追補が何回もありましたが、そこで白河、会津が抜けてしまったと、それを戻してもらいたい。それが第1番であります。

2番目は、やっぱり今の算定の基準がいいのかどうかということはずっとやってきたわけでありまして。これは精神的な部分であります。この部分がどのように進んでいくのか。これまで弁護士会、東京第2弁護士会いろいろ入りました。浪江も入りました。いろんな弁護団をやって、どのように賠償は推移するのか。やはり今一番は基準が算定されなければ無限大だろうと。100兆円あっても足りないという話もあります。そこでということになりますと、一つは弁護士団の言っているとおり、今累計化ですね。基本的に個別に一人一人はできないので、それはまず累計化として大もとを押さえる。2番目はその特性を加味する。そういうやり方でいいのか。これで全部終わったわけではないと、いつも言いますよ、請求に行っても。ただ、今の部分の納得する分がなければ、もちろん請求は止めないわけでありまして。この部分について、やはり原陪審の趣旨をやっぱり確認したいと、今でも思っております。この部分を何とかしなければ、どうも独自でやる東京電力の独自のものど芯の部分をはっきりしません。やっぱり内輪で内輪でというふうになってくると、どこが内輪なのかよくわかっておりません。ここをやっぱり明らかにしていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。今の答弁ではちょっとわからないです、正直。私が言いたいのは、村民の方が今さまざまな被害を受けているわけですよ。精神的な苦痛から実害的な部分、全部ありますよね。これに対して、損害賠償請求を村が先頭を切っ

てやるべきだと私は申し上げている。私は、これは佐藤富男議員が先頭になってこの条例をつくっていただいたわけですが、これずっとぶん投げてこのまま来たわけでしょう、村は。民法上の時効3年というのがもう目前に迫ってきているわけですよ。この段階で今踏み出さなければ、3年時効で全て流れてしまうと私は思うんです。違いますか。ですから、今すぐに手を出さなければ間に合いませんよと考えるわけです。

今のように原陪審どうのこの今村長が言われましたけれども、それは後から考えればいいんじゃないんですか。とりあえずなりわいを返す。2011年3月12日前の状態に西郷村が戻るまで、西郷村民に対して、じゃ月1人5万円、そういう大きな金額を、そういう項目を立てて、損害賠償の裁判を起こせばいいんじゃないんですか。それを村長が先頭に立ってやるべきだというふうに考えますけれども、もう一度伺います。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 時効の問題があって、一番気になっているところであります。もちろん県、自治体、それからいろんな部分でもやっぱりこれについては、時効は適用させないように法律できましたが、ちょっとやっぱり今抜けるところがあるようであります。国会議員等の話でも、これはやっぱり特別法の中にちゃんと入れてもらう。もちろん東電もそのつもりですが、抜けては困るという懸念があると。そこはやっぱりちゃんとするように、今、国会議員にも法律上ちゃんとしてもらうようにということです。

もう一つはやっぱり、そういったものにひっかからないようにするためにということもあります。累計化と特別なものについてはずっと浜通りの方々と話をしてきました。やっぱり今回浪江も精神的苦痛ですね。このことに特化して話が出てきたわけがあります。これについてもいろいろ今聞いておりますが、双葉郡内でもいろんな話があります。どこにポイントを置くか、今5万円という話がありますが、初めてそういったことも聞きましたが、いろいろこれは調査をしながら進めていく必要があるだろうというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいま村長の答弁の中で、国会議員にお願いをする、立法する、法整備をしていただく、こういうお話ございました。私は冒頭申し上げましたように、日本共産党の村会議員をやっておりますので、基本的に日本共産党以外の国会議員を信用しない。残念ながら今、国会においては、私ども日本共産党は人数が少ないものですから、なかなかそこに手が伸びない。ですから、国会の先生方にもお願いしても、恐らく時効成立で、3年時効が成立してしまうんじゃないかと思うんです。そうなった場合に、取り返しが見つからないんですよ。ですから、今のうちに手を打ちましょうよという話をしているんです。

今浪江町の話が出ましたけれども、浪江町でも全員の方が損害賠償請求をしたわけじゃないですよ。私の調べですと約半分の町民の方が損害賠償請求していると。反

対から考えれば、残り半分の方はまだされていないんですよ。その方がどうされるかというのはまだわからないですけども、そのようにやっているところもあるんですよ。

単純に私は今、月に1人5万円と言いましたけれども、この金額だってもっともつと検討する必要があるかもしれません。しかしながら、裁判、損害賠償請求の裁判を起こすか起こさないか、このことを検討する時間はないと思っています。これは本当に急ぐべきだと思うんですよ。もし、村長がやらないのであれば、私は村民の方に呼びかけをします。私はと今言いましたけれども、私は17人の議員全員に呼びかけをして、損害賠償請求を皆さんしましょうよと。そのことを村を通して裁判を起こしましょうよというふうに呼びかけをしたいなと思いますよ。それに対して、それでも村が動かなくて、万が一3年の時効が過ぎた場合には、西郷村と佐藤村長に対して損害賠償請求をすべきかなというふうに考えています。

そうならないように、今、村が先頭になって動いていただきたい。村民のために今汗を流していただきたい。このように考えますけれども、村長いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話はよくわかっています。時効の問題が最初からありましたので、それをどう撤回するか、それから漏れなくするかということですね。これをよく調べてやっていきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。何と言っているのかちょっとわかりません。漏れなく調べていきたい。これは笑っちゃいけないですけども、笑っちゃいますよ。議会は議会でこれはもう動かざるを得ないなというふうに私は思いますよ。このまま村長とお話をしていると、お話をしている段階で3年の時効が来てしまいますよ。これは私は、私1人であっても村民の方にはお話をさせていただいて、村に対して損害賠償請求の手続きをとっていきたいというふうに考えます。

しかしながら、私ら議会議員は17人の合議体ですから、特別委員会の中で話をさせていただいて、村民の方に呼びかけをさせていただきたいというふうに考えて、次の質問に入りたいと思います。

質問の3点目として、教育行政ということで伺いたいと思います。

この教育行政に関しても、私は以前に奨学金制度の実施についてということで質問を入れてあります。奨学金制度の実施について、村内企業に対して協力要請を行い、奨学金制度の充実と子どもたちの負担の軽減を図るべきではないかと求めた経緯がありますということで、質問が書いてあります。

この内容について、私も昨日いろいろ調べてみましたら、2007年、平成19年ですね、第3回の定例会において、この教育行政について村独自の奨学金制度を創設すべきじゃないかというお話をした経緯がございます。そのときのやりとりの中で、会議録をゆうべ読み返してみたんですけども、非常にこれは不十分な質問だったなと。当時は総括質問だったものですから、3回しか登壇できずに質問内容が十分に発

言できないままに、執行者のほうに対しても十分に伝わらないまま来てしまったんだなというふうに今反省をしているところであります。

そういった中で、平成25年度ですか、この予算において奨学金制度を実施をするんだという方向が示されて、私は非常によかったなというふうに思います。ただそれを思ったときに、当時教育長とお話をさせていただいた中で、いわゆる奨学金制度を利用して子どもたちが巣立っていったときに、今度は返済の義務が課せられるということがお話をした記憶がよみがえってきました。それが子どもたちの将来について、手かせ足かせになる可能性もあるねという話をしたことを思い出しました。確かに私もそのとおりでなというふうに思って、それも質問をちょっと内容検討しながらずっと忘れてきてしまった経緯があるんですけども、そういった中で、村内の企業に対して、この奨学金制度、基金に対して協力をお願いしてはどうかということを、今回質問の中で取り上げをしたわけであります。

各村内の誘致している企業をお願いをする。そして協力をしていただいて、奨学金制度の基金、どういう形になるのかわかりませんが、基金の積み上げをして、その基金から子どもたちに奨学金制度のお金を貸し付けをするということをしてはどうかと思うんです。子どもたちがそれぞれ短大なり高校なり大学なり卒業して、この西郷村に戻ってきて、その西郷村の企業に勤められると、そして3年間その企業で頑張られたらその返済義務は消滅するとか、そういう形をとってはどうかというふうに考えて、これは教育長の考えになるのかな、まずはね。教育長の考えを伺いたいなと思います。私今3年なんて言いましたけれども、実際的な数字は教育長それぞれお考えがあるかと思っておりますけれども、とりあえずは基本的な考えで、そういう考えはいかがか伺いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 上田議員のご質問にお答えいたします。

議員お話ありましたように、平成19年度にご質問を、奨学金のことでいただいたのを強く記憶しております。その後、藤田議員からも、就学援助について生徒の通学費のこととか、あわせてそういうことについてご質問をいただいたことも記憶しております。

そういう中にありまして、年数がたちましたけれども、その間、この件の解決に当たって、学校教育課、生涯学習課、どちらでやっていくのか、実際動き出すとそういうことも関係して、結局生涯学習課のほうでこのことを真剣に取り組んでもらって、今回予算をとということに至った経緯がまずございます。

そういう中で、改めてご質問として、前回もいただいておりますが、企業に協力をいただいて、基金を積み上げてというお話でございます。今回行おうとしていることは、西郷村にあります人材基金を活用させていただいてということでございますので、基金でありますことを考えれば、この時代ですから、利子とかそういうことでは対応していけない時代になっておりますので、当然本来返済ということがあって、その返済をもとにまた次の奨学金を得て、その奨学金によって学ぶ機会をつくっていくと

いう、そういうサイクル、そのことが非常に大事だというふうに考えての今回の措置でございます。

そういうことも含めてのお話かとは思いますが、そういう基金の温存というか、そういうことも含めて、企業からというお話でございます。私の考えとしましては、そこまで今の時点で、そこにすぐに踏み出すということは少し難しいかなというような思いも持っています。企業は企業で税を通して西郷村の子どもたちに対する貢献を今していただいていると思っております。加えて、最近、村内の企業にはさまざまな具体的なことで、奨学金ではないんですが、具体的なことでさまざまな応援をいただいている実績、事例がございますので、そういうこと、非常にありがたく感謝をしている次第です。

企業ともそういう関係ができつつ今教育の場でありますことから、そのことを生かしながら、提案いただいたことは、趣旨は非常によくわかりますので、そういうことについて企業と意見交換などもできる機会を大いに活用していきたいなど、そういうふうに考えている次第でございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。教育長のほうから答弁をいただいたんですけども、企業は企業としての責任をとってもらっているということで、私もそれは十分理解をしている部分はございます。

しかしながら、今2007年、平成19年当時に使った一般質問の原稿、引っ張り出して持ってきたわけですけども、この当時からいまだにこの社会情勢というのは変わっていないなというふうに今、教育長の答弁聞きながら見ていました。日本は格差社会と言われてますと。貧富の差も大きく、これだけ高度な経済成長を遂げながらも、食べ物がなく餓死される方や、住むところがない、いわゆるネットカフェ難民と言われる方たちも実際におられるわけでありましてというふうに話をしているんですよ。そして、村内においても職がなく、派遣やパート労働者、不安定雇用の状況で生活されている方が多く見受けられますというふうに、当時質問しているんですよ。

この状況が、じゃどのぐらい変わったのかというふうに今考えますと、そんなに変わっていないなというふうに思います。そういった中で、先ほど申し上げましたように、今村内の会社もある程度利益が伸びてきているというふうに言われるわけでありまして。そういった中で、先ほど村長がビル・ゲイツさんの話をされました。社会貢献というお話もされました。それをやはり私は、企業に対しても求めていくべきではないかなというふうに思います。

あえてここで会社の名前は出しませんが、西郷に進出している工場長さんとお話をさせてもらったときに、私は西郷の子がすごく純粋で、使う側としては非常にありがたいと、ですから西郷の子どもを採用したいと。そのときに申されていたのは、高校卒業した子を使いたいと。本当に素直な子が多いのでということと言われていました。だから、その会社は海外向けの仕事もされるということで、英語ができれば最高ですねと、工場長は言われていました。しかしながら、就職していただいてから、

英語は後から教えればいいんですよと笑いながらされていました。多分今もその工場長さんいらっしゃると思いますので、同じ考えなのかなというふうに思います。

ですからそういった意味で、それをもっと拡大していただいて、やはり村に進出している企業に関して、企業、会社に対して、いわゆる企業として社会貢献をしていただけませんかというお話を、いわゆる村全体で、この西郷村の子どもたちを育てていくべきじゃないかなというふうに考えるわけであります。

私が今非常に嫌なのは、いわゆる経済力によって子どもたちが進むべき道を変えなければならない、そのことが現実には起きている事例もございます。そういったことを今1件でも少なくしたいと思っています。ですから、この奨学金制度というのは、本当にいい制度だなというふうに思います。しかしながら、先の段階で、今度は返済になったときに、それがやはり手かせ足かせになるべくならないように。借りたものを返すのは当たり前のお話ですよ。しかしながら、その返済義務を少しでも軽減をする、子どもたちの負担を軽減させてあげる、そのためには、やはり今申し上げましたように企業にお願いをして、協力をさせていただいたお金で基金を積み上げをしていく、その基金から貸し付けをする、そしてその子どもたちが学校を卒業して村に戻ってきて村の企業に就職をする。そして企業の中で頑張って、3年間頑張ればお金は返済の義務を免除してあげる。そうすることによって、この西郷村の優秀な人材が西郷村にまた戻ってきてくれる。それがいわゆる一つの村づくりであり、そして会社の企業づくりにも繋がるのではないかなというふうに考えます。

これは多分教育長が教育の現場からそういうふうなお話をされていますので、村長は、恐らく年末年始に関しては会社めぐりをされると思います。ですから、村長からもこのことを企業に対して強くお願いをしてもらえないかどうかということを確認をしたいと思っています。いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 子どもが本当に今このデフレのダメージ、かつて我々が生きた時代よりももっと格差が大きくなってしまっていて、高校を途中でやめてしまうといったことがいっぱいあったり、もう身近にそういった話を聞きます。議員が質問した後の動きは、日本育英会が20%金額上げましたね。あれが一つ動いただけです。本当に経済力によって子どもの夢が断たれていいのかと、これは全く同感でありまして、そのために今回動いたという経過もあります。それもなるべくすき間がないようにということを考えてやったわけではありますが、世の中は、しかし今言われたとおり企業として応援の意欲を持っているところはいっぱいあると思います。これは西郷村の不交付団体になったときのあの税金をどうするかといったときに、やっぱり人材育成に使おうということで積んでおります。結局これからも、そういった意欲のある人についてのやっぱりまとめ方といいますか、そういったことも必要だと思います。

これまでずっと年始のご挨拶に伺いましたときに、やっぱり緑化の申し出があったりいろいろなことがありましたので、人材育成については、当然それよりもっと多くの大きな気持ちを持ってお応えしてくれる会社があるだろうというふうに思いますの



で、ぜひそういった動きもつくり出していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後3時12分）

